

大阪府立大学工業高等専門学校特別指導実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府立大学工業高等専門学校特別指導規程第4条の規定に基づき、特別指導の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別指導の基準)

第2条 問題行動の種類ごとの特別指導の方法は、原則として、別表に定めるとおりとする。

2 別表に定めのない問題行動を行った学生に対する特別指導の方法については、学生担当副校長が、当該学生の担任（専攻科担任を含む。）又は学生指導委員長の意見を聴いて、決定するものとする。別表に定めのある問題行動を行った学生について、別表の定めと異なる特別指導を行うときも同様とする。

3 学生担当副校長は、前項の場合において、必要と認める場合は、校長の意見を聴くものとする。

(授業との関係)

第3条 校内謹慎を指示した場合において、特別な事情があるときは、当該学生に対し、授業の受講を認めるものとする。

2 校内謹慎により欠課させるときは、直ちに授業担当教員に連絡するとともに、校長の承認を得て、出席停止として取り扱うものとする。

別表

問題行動の種類	特別指導の方法		
	1回目	2回目	3回目
校内における喫煙又は飲酒（20歳以上）	学生担当副校長注意	校内謹慎1日	校内謹慎3日
許可のない自動車・単車通学、交通違反			
情報通信ネットワークの利用に関するモラル違反			
校内外における喫煙又は飲酒（20歳未満）	校内謹慎3日以上5日以内 （悪質な場合は、学則に基づく懲戒（※）を行うものとする。）		
人身加害事件（交通事故・喧嘩）			
窃盗行為			
情報通信ネットワークの利用に関する法律違反			
学校が発行する証明書の偽造、改ざん、不正使用			
定期試験・中間試験における不正行為	教務関係内規 2-6 に基づき、その時間以降の受験を停止させ、その試験期間中に行われた全科目の試験成績を100点法による0点とすることを原則とし、試験期間中は、特別指導を行う。		

※ 学則に基づく懲戒は、学生懲戒委員会の議に基づき、校長が決裁して行うものとする。